

青森県報

第八百四十二号

令和六年
十一月二十日
(水曜日)

目次

告 示

- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……二

公 告

- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……二
 - 換地計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局) ……三
 - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……三
- 公安委員会
- 地域交通安全活動推進委員の辞職……………(交通企画課) ……三

告

示

青森県告示第六百七号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和六年十一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表佐井村第四区域の項を次のように改める。

佐井村第四区域
佐井村漁業協同組合の地
区のうち、大字佐井字磯
谷の区域

321 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
主として底建網漁業
小型定置漁業及び総トン数十トン未満の漁船
により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業

青森県告示第六百八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和六年十一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
三沢市鹿中二丁目五八の一九一 宮古 ミツ	三沢区域 三沢市漁業協 同組合の地区	総トン数二トンの漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業
三沢市大津三丁目二九の二九八 今野 恵美子		
三沢市鹿中二丁目五三二 佐々木 哲也		
三沢市織笠二丁目二五七九の一 沼山 邦将		
三沢市大津二丁目三二の一六 種市 国男		
三沢市淋代三丁目三九五の一		総トン数二トンの漁船により行う漁業であつ

木村 研吾	三沢市鹿中一丁目一四五の七一 富田 由廣 三沢市三川目四丁目六九の二二三 宮古 武則	て、主としてほつき貝けた網漁業
		総トン数二トンの漁船により行う漁業であつて、昭和五十九年六月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の二の表三沢区域に掲げる漁業以外の漁業

青森県告示第六百九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和六年十一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八の二 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山四五四	泊
上野 徳光 中村 忠志 中村 幸雄	

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和六年十一月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和六年十一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

○農用地利用集積等促進計画

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
太田 翔	黒石市	黒石市大字黒石字十三森二三の一ほか三筆
太田 翔	黒石市	黒石市大字黒石字十三森一〇一
太田 翔	黒石市	黒石市大字黒石字十三森一〇四ほか一筆
荒木 元晴	上北郡東北町	上北郡野辺地町字向田三六四の一
横田 昌康	上北郡野辺地町	上北郡野辺地町字向田三六四の二
蛭名 達志	上北郡東北町	上北郡東北町上北北二丁目三三の八一ほか二筆

換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、十三湖二期地区の県営土地改良事業に係る高根換地区の換地計画を定めたので、

同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和六年十一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年十一月二十一日から同年十二月十八日まで

三 縦覧の場所

青森県のウェブサイト（換地計画書の写しのうち、換地計画一覧表及び各筆換地等明細書を除いた部分に限る。）及び中泊町役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和六年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政党以外の政治団体 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
北奥羽政経研究会 (松森 俊逸)	主たる事務 所の所在地	北津軽郡板柳町 大字福野田字実 田七二の八	五所川原市布屋 町四一の二〇	令和 六・九・二 元
政治団体 生活し 続けられる青森に (影山 さくら)	会計責任者	影山 さくら	嶋谷 麻衣子	六・一〇・一
山内正孝後援会 (山内 文子)	代表者	山内 文子	佐々木 正男	六・九・二〇

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年十一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
赤平やすえい後援会	木村 公司	令和六・一〇・一八

公安委員会

青森県公安委員会告示第四百二十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）第百八条の二十九第一項の規定に基づき地域交通安全活動推進委員に委嘱した次に掲げる者から辞職の申出があったので、令

和六年十一月七日承認した。

令和六年十一月二十日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

氏 名	佐藤 市三郎
連 絡 先	三戸警察署交通課 (電話)〇一七九―二二―二三五
活動区域	三戸警察署の 管轄区域

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十
銭